○法務省告示第百九十九号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、オーストラリアニューサウスウェールズ州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十二年四月二十七日

法務大臣　千葉　景子

氏　名　スコット・ルパート・ニールソン
生年月日　千九百七十六年十一月十一日
国　籍　オーストラリア

○法務省告示第二百号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十二年四月二十七日

法務大臣　千葉　景子

氏　名　クリス・トシミ・ミズモト
生年月日　千九百五十九年十二月十二日
国　籍　アメリカ合衆国

○法務省告示第二百一号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第十六条第一項の規定に基づき、次の者に対し、次のとおり特定外国法を指定した。

平成二十二年四月二十七日

法務大臣　千葉　景子

一　指定を受けた者
　氏　名　クリス・トシミ・ミズモト
　生年月日　千九百五十九年十二月十二日
　国　籍　アメリカ合衆国
　原資格国　アメリカ合衆国ニューヨーク州
二　指定をした特定外国法
　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項第一号によるもの
　アメリカ合衆国カリフォルニア州において効力を有し、又は有した法

○法務省告示第二百二号

不動産登記規則等の一部を改正する省令（平成二十年法務省令第六十二号）附則第三条第二項の規定により、同条第一項の事務を次のように指定する。

平成二十二年四月二十七日

法務大臣　千葉　景子

岐阜地方法務局	登記所	事務
岐阜地方法務局	指定の効力が生ずる日	平成二十二年六月十四日
岐阜地方法務局	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	平成二十二年六月十四日
岐阜地方法務局関出張所	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	平成二十二年六月十四日
岐阜地方法務局八幡支局	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	平成二十二年六月十四日
岐阜地方法務局大垣支局	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	平成二十二年六月十四日
岐阜地方法務局美濃加茂支局	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	平成二十二年六月十四日
岐阜地方法務局多治見支局	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	平成二十二年六月十四日
岐阜地方法務局中津川支局	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	平成二十二年六月十四日
岐阜地方法務局高山支局	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	平成二十二年六月十四日
長崎地方法務局	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	平成二十二年六月十四日
長崎地方法務局諫早支局	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	平成二十二年六月十四日
長崎地方法務局島原支局	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	平成二十二年六月十四日
長崎地方法務局佐世保支局	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	平成二十二年六月十四日
長崎地方法務局平戸支局	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	平成二十二年六月十四日
長崎地方法務局五島支局	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	平成二十二年六月十四日
長崎地方法務局壱岐支局	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	平成二十二年六月十四日
長崎地方法務局対馬支局	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	平成二十二年六月十四日
京都地方法務局	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	平成二十二年六月二十八日
京都地方法務局嵯峨出張所	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	平成二十二年六月二十八日
京都地方法務局伏見出張所	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	平成二十二年六月二十八日
京都地方法務局宇治支局	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	平成二十二年六月二十八日
京都地方法務局木津出張所	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	平成二十二年六月二十八日
京都地方法務局園部支局	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	平成二十二年六月二十八日
京都地方法務局亀岡出張所	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	平成二十二年六月二十八日
京都地方法務局宮津支局	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	平成二十二年六月二十八日
京都地方法務局京丹後支局	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	平成二十二年六月二十八日
京都地方法務局舞鶴支局	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	平成二十二年六月二十八日
京都地方法務局福知山支局	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	平成二十二年六月二十八日

附　則

この告示は、平成二十二年四月二十七日から施行する。

○外務省告示第二百二十九号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、平成二十二年四月十二日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第七号の規定に基づき、左記の失効年月日に効力を失った。

平成二十二年四月二十七日

外務大臣　岡田　克也

失効年月日	発行年月日	旅券番号
平成22年4月12日	2004年5月24日	TG5387144